

横浜市が耐震改修工事費用の一部を補助します！

— 横浜市木造住宅耐震改修促進事業 —

申請の手引き — 改訂第 5 版 —

【平成 30 年度の主な改正点】

◇補助金限度額の 30 万円増額期間の延長

平成 31 年 3 月末までに耐震改修工事を完了し、補助金額の確定通知を受けるものに限り、補助金限度額の増額（+30 万円）を継続します。（補助金限度額 一般世帯：105 万円 非課税世帯：145 万円）

◇申請書類の様式の変更について

補助金交付申請書（第 1 号様式）及び全体設計承認申請書（第 4 号様式）の第 1 面が新しくなります。

◇着手届の提出期限について

提出期限を「着手後 10 日以内」とします。

◇完了実績報告時の提出書類の追加

完了実績報告時に工事費用の全額分の請求書又は領収書の写しの提出が必要になります。

◇【壁量充足型】を用いて申請する場合の提出書類の追加

【壁量充足型】にて耐震改修工事を実施する場合、申請時に「事前説明シート」の提出が必要になります。

新旧表

頁	旧	新
10	12 行目以降	12 行目以降 ◇ 申請の際、「事前説明シート」の提出が必要になります。 ◇ 【壁量充足型】での耐震改修工事を検討する場合、【壁量充足型】の特徴（年代ごとの法の位置づけ、他の診断法と比較した際の違いや優劣）について、申請者に十分にせつめいし、理解を得る必要があります。「事前説明シート」を用いて説明を行い、申請者に署名をしてもらったものを提出してください。
14	18 行目以降 ◇補助限度単価の積算額は、基礎工事、耐力壁工事及び屋根工事のうち実施する工事に応じて、次の①～③に規定する費用を合計した額とします。 <u>※平成 29 年度中に耐震改修工事に着手したものに限り、次の①～③に規定する費用の合計に 30 万円を加算した額を補助限度単価の積算額とします。</u>	18 行目以降 ◇補助限度単価の積算額は、基礎工事、耐力壁工事及び屋根工事のうち実施する工事に応じて、次の①～③に規定する費用を合計した額とします。 <u>※平成 30 年度中に耐震改修工事が完了し、補助金額の確定通知を受けるものに限り、次の①～③に規定する費用の合計に 30 万円を加算した額を補助限度単価の積算額とします。</u> _____部を変更
19 ・ 20	⑦着手届の提出期限 着手後 10 日以内 中間検査の 5 日前	⑦着手届の提出期限 着手後 10 日以内

21	<p>40 行目以降</p> <p>◇ 「着手届」は、工事着手後 10 日以内、かつ、<u>中間検査を受検する 5 日前までに提出してください。</u></p>	<p>40 行目以降</p> <p>◇ 「着手届」は、工事着手後 10 日以内に提出してください。</p> <p><u>部分を削除</u></p>				
28	<p>30 行目以降</p>	<p>30 行目以降</p> <p>表に追記</p> <table border="1" data-bbox="837 365 1473 443"> <tr> <td data-bbox="837 365 901 443">②</td> <td data-bbox="901 365 1473 443">【壁量充足型】にて耐震改修工事を実施する場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="837 409 901 443"></td> <td data-bbox="901 409 1473 443">事前説明シート</td> </tr> </table>	②	【壁量充足型】にて耐震改修工事を実施する場合		事前説明シート
②	【壁量充足型】にて耐震改修工事を実施する場合					
	事前説明シート					
42	<p>26 行目以降</p>	<p>26 行目以降 追記</p> <p>② 【壁量充足型】にて耐震改修工事を実施する場合</p> <p>◇ 申請の際、「事前説明シート」の提出が必要になります。</p> <p>◇ 【壁量充足型】での耐震改修工事を検討する場合、【壁量充足型】の特徴（年代ごとの法の位置づけ、他の診断法と比較した際の違いや優劣）について、申請者に十分に説明し、理解を得る必要があります。「事前説明シート」を用いて説明を行い、申請者に署名をしてもらったものを提出してください。</p>				
45	<p>44 行目以降</p>	<p>44 行目以降 追記</p> <table border="1" data-bbox="837 947 1473 987"> <tr> <td data-bbox="837 947 901 987">⑧</td> <td data-bbox="901 947 1473 987">工事費用の全額分の請求書又は領収書の写し</td> </tr> </table>	⑧	工事費用の全額分の請求書又は領収書の写し		
⑧	工事費用の全額分の請求書又は領収書の写し					
48	<p>18 行目以降</p>	<p>18 行目以降 追記</p> <p>⑧ 工事費用の全額分の請求書又は領収書の写し</p>				
66	<p>13 行目以降</p> <p>④ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第 5 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当し、かつ、【精密診断型】【一般診断型】【壁量充足型】のうちいずれかの方法を用いて耐震改修工事計画を作成することができる建築士が当該事業者及び当該事業者が登録を受けた建築士事務所に所属していること。ただし、<u>平成 30 年 3 月 31 日までに横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定による補助金交付申請又は第 10 条第 1 項の規定による全体設計承認申請を行う場合は、この限りではない。</u></p>	<p>13 行目以降</p> <p>④ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第 5 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当し、かつ、【精密診断型】【一般診断型】【壁量充足型】のうちいずれかの方法を用いて耐震改修工事計画を作成することができる建築士が当該事業者及び当該事業者が登録を受けた建築士事務所に所属していること。ただし、<u>平成 31 年 3 月 31 日までに横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定による補助金交付申請又は第 10 条第 1 項の規定による全体設計承認申請を行う場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>部を変更</u></p>				
75	<p>補助金交付申請書の記入要領</p>	<p>補助金交付申請書の記入要領</p> <p>→ 別紙 6 の内容に差替え</p>				

第 1 号様式 第 1 面 (第 8 条第 1 項関係)

※ 日付は必要書類が全て不備なく整ったことを、一般社団法人横浜市建築士事務所協会で確認した時点で記入しま

横浜市木造住宅耐震改修促進事業
平成 30 年度 補助金交付申請書

※ 申請書を提出する年度を記入します。

平成 30 年 月 日

(申請先)

横浜市長

※ 申請時点での申請者の住民票の住所を記入します。
※ 氏名は自署が原則です。氏名を自署した場合は、押印不要です。

申請者 (〒 000-0000)
住所 横浜市〇区〇〇町一丁目 2 番 3 号
氏名 〇〇 〇〇 印
電話 045 (000) 0000

横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、補助金の交付を受けて、次の建築物の耐震改修工事を実施したため、必要書類を添えて、当該耐震改修工事に係る補助金の交付申請を行います。

※ 受付時に申請番号を採番しますので、記入不要です。

No. _____

耐震改修工事計画を策定する際に用いる耐震診断法 (該当に○)

<input checked="" type="radio"/>	<p>【精密診断型】</p> <p>※ 耐震改修設計に用いる「精密耐震診断法」により、該当に○をします。</p> <p>「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める</p>
<input type="radio"/>	<p>【一般診断型】</p> <p>一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」</p>
<input type="radio"/>	<p>【壁量充足型】</p> <p>建築物の構造耐力上主要な部分が昭和 56 年 6 月 1 日以降におけるある時点の建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定 (地震に関する構造耐力に係る部分に限る) に適合するものであることを確認する方法</p>

※ エコリノベーション (省エネ改修) 補助制度の利用の有無について、○をします。

他補助金の利用 (該当に○)

今回実施する改修工事に対する省エネ住宅普及促進事業 (横浜市住まいのエコリノベーション (省エネ改修) 補助制度) の利用の有無	<input checked="" type="radio"/>	利用します。	<input type="radio"/>	利用しません。
--	----------------------------------	--------	-----------------------	---------

同意事項 (下記に○)

<input checked="" type="radio"/>	上記を確認するため、関係事業の利用履歴・申請状況及び申請に係る書類等の内容を、関係事業の所管課と共有することに同意します。
----------------------------------	---

(備考) 自署

※ 「利用します」「利用しません」いずれの場合も同意をもらってください。